

ホ 申請人が研修中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険（労働者災害補償保険を除く。）への加入その他の保障措置を講じていること（申請人が受けようとする研修の実施についてあっせんを行う機関が当該保障措置を講じていることを含む。）。

ヘ 研修施設について労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定する安全衛生上必要な措置に準じた措置を講じていること。

6 受入れ機関が実施する研修の中に実務研修が含まれている場合は、次号に定める研修を受ける場合を除き申請人が次のいずれかに該当する外国の機関の常勤の職員であり、かつ、当該機関から派遣される者であること。ただし、申請人が本邦の機関が外国に設立することを予定している合弁企業若しくは現地法人の常勤の職員の養成を目的とする研修を受けるため当該本邦の機関に受け入れられる場合で当該合弁企業若しくは現地法人の設立が当該外国の公的機関により承認されているとき又は受入れ機関が我が国の国若しくは地方公共団体の機関若しくは独立行政法人である場合その他法務大臣が告示をもって定める場合は、この限りでない。

イ 国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関

ロ 受入れ機関の合弁企業又は現地法人

ハ 受入れ機関と引き続き1年以上の取引の実績又は過去1年間に10億円以上の取引の実績を有する機関

6の2 申請人が受けようとする研修が法務大臣が告示をもって定めるものである場合は、受入れ機関が次に掲げる要件に適合すること。

イ 受入れ機関が第5号のイ、ロ及びニからへまでのいずれにも該当すること。

ロ 申請人を含めた受入れ機関に受け入れられている研修生の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、次の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数の範囲内であること。ただし、受入れ機関が農業を営む機関である場合については、申請人を含めた受入れ機関に受け入れられている研修生的人数が2人以内であること。

受入れ機関の常勤の職員の総数	研修生の人数
301人以上	常勤の職員の総数の 20分の1以内
201人以上300人以下	15人
101人以上200人以下	10人
51人以上100人以下	6人
50人以下	3人

- 7 申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修が含まれている場合は、当該実務研修を受ける時間（2以上の受入れ機関が申請人に対して実務研修を実施する場合にあっては、これらの機関が実施する実務研修を受ける時間を合計した時間）が、本邦において研修を受ける時間全体の3分の2以下であること。ただし、法務大臣が告示をもって定める場合は、この限りでない。
- 8 受入れ機関又はその経営者、管理者、申請人の受ける研修について申請人を指導する者若しくは生活指導員が過去3年間に外国人の研修に係る不正行為を行ったこと（実務研修を含まない研修実施計画に基づいて受け入れた研修の在留資格をもって在留する者を実務研修に従事させたことを含む。）がないこと。
- 9 申請人が受けようとする研修の実施について我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人以外の機関があつせんを行う場合は、営利を目的とするものでなく、かつ、当該機関又はその経営者若しくは常勤の職員が過去3年間に外国人の研修に係る不正行為を行ったことがないこと。

## 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針

平成五年四月五日 法務省告示第百四十一号

(平成 九年四月二十四日 一部改正)

(平成十六年二月二十七日 一部改正)

### 第一 技能実習制度の対象等

技能実習制度は、より実践的な技術、技能又は知識（以下「技術等」という。）の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力することを目的とし、次のいずれにも該当するものとする。

#### 1 対象者

- 一 技能実習（以下「実習」という。）を希望する者（以下「実習希望者」という。）が、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）別表第一の四の表の上欄の研修の在留資格をもって本邦に在留し、当該在留資格に応じた同表の下欄に掲げる活動（以下「研修活動」という。）に従事している外国人であること。
- 二 国籍の属する国又は本邦に入国する前に居住していた国に帰国後本邦において修得した技術等を要する業務に従事することが予定されている者であること。
- 三 在留状況等から見て、技能実習制度の目的に沿った成果が期待できると認められる者であること。
- 四 本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて実習することにより、さらに実践的な技術等を修得しようとするものであると認められる者であること。

#### 2 研修成果及び在留状況の評価

実習希望者が本邦における研修活動により一定水準以上の技術等を修得し、かつ、在留状況が良好であると認められること。

また、予定されている実習の期間が一年を超える場合にあっては実習開始後おおむね一年に達した時点において、実習が当初の計画に沿って適正に行われ、かつ、在留状況が良好であると認められること。

#### 3 実習実施機関等

- 一 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とする雇用契約が実習希望者と実習が実施される機関（以下「実習実施機関」という。）との間に締結されること。
- 二 実習が、研修活動と同一の技術等について、研修活動が行われている機関と同一の機関で行われること。
- 三 実習実施機関又は実習希望者に係る研修を事業として行う機関が実習生用の宿泊施設を確保し、かつ、実習生の帰国旅費の確保等帰国担保措置を講ずること。
- 四 実習実施機関は、実習生が実習を終了して帰国した場合又は実習の継続が不可能となる事由が生じた場合に、直ちに、財団法人国際研修協力機構を通じて、地方入国管理局へ当該事実を報告すること。
- 五 実習実施機関又はその経営者若しくは管理者が過去三年間に外国人の研修又は実習その他就労に係る不正行為を行ったこと（商品を生産し若しくは販売する業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技術等を修得する研修（以下「実務研修」という。）を含まない研修実施計画に基づいて受け入れた法別表第一の四の表の上欄の研修の在留資格をもって在留する者を実務研修に従事させたこと及び四の報告を怠ったことを含む。）がないこと。

#### 4 滞在期間

予定されている実習の期間が、次のいずれにも該当すること。

- 一 研修活動の期間のおおむね一、五倍以内であること。ただし、研修活動の期間が九月を超えるものである場合は、この限りでない。
- 二 研修活動の期間を合わせて三年以内の期間であること。

#### 第二 在留資格の変更等

実習希望者は、法第二十条第二項の規定により法別表第一の五の表の上欄の特定活動の在留資格への変更の申請を行うこと。

# 技能実習制度推進事業運営基本方針

厚生労働大臣公示

平成5年4月5日

(平成9年4月24日一部改正)

(平成12年7月3日一部改正)

(平成16年4月19日一部改正)

## I 総論

### 1 基本方針の目的

この基本方針は、技能実習制度の理念、仕組み及びその運営に係る基本的事項を明らかにすることにより、(財)国際研修協力機構への委託事業である技能実習制度推進事業の円滑かつ適正な実施を図るとともに、研修・実習生、受入れ企業等その他の関係者の技能実習制度に対する理解を深めることを目的とする。

### 2 技能実習制度の基本理念

技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、より実践的な技術、技能等の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とし、研修制度の拡充の観点から創設されるものである。

### 3 研修・実習生及び受入れ企業等の責務

#### (1) 研修・実習生の責務

研修・実習生は、技能実習制度の基本理念を十分に理解し、研修期間・技能実習期間を通じ、研修・技能実習計画及び受入れ企業等の指導に従い、技術、技能等の修得に精励するとともに、帰国後は修得した技術、技能等を母国の経済発展のために活かすよう努めるものとする。

#### (2) 受入れ企業等の責務

受入れ企業等は、技能実習制度の基本理念の下に、実効ある技術、技能等の修得が図られるように取り組むものとする。

### 4 出入国管理上の取扱い

出入国管理上の取扱いについては、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針（平成5年法務省告示第141号）等において定められるものであり、この基本方針における出入国管理上の取扱いに係る記述は、これらにおいて定められているところによる。

### 5 定義

この基本方針における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「技能実習制度」とは、一定期間の研修を経た上で研修成果等の評価を行い、一定の水準に達したこと等の要件を満たした場合に、その後雇用関係の下で技術、技能等（以下「技能等」という。）を修得することができる制度をいい、研修期間と技能実習期間からなるものをいう。
- (2) 「研修生」とは、(1)の研修期間において、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第一の4の表の上欄の「研修」の在留資格をもって技能等の修得のための活動を行う者をいう。
- (3) 「技能実習生」とは、(1)の技能実習期間において、入管法別表第一の5の表の上欄の「特定活動」の在留資格をもって、雇用関係の下でより実践的な技能等の修得のための活動を行う者をいう。
- (4) 「研修・実習生」とは、研修生及び技能実習生をいう。

## II 各論

### 1 在留資格

研修・実習生は、研修期間については入管法上の「研修」の在留資格を、技能実習期間については「特定活動」の在留資格をそれぞれ得て、我が国に滞在することとなる。

### 2 滞在期間

- (1) 滞在期間は、研修期間と技能実習期間を合わせて3年以内とされている。
- (2) 研修期間が比較的短いものについては、技能実習が認められないものである。
- (3) 技能実習期間は、先行する研修期間とのバランスを考慮し、研修期間のおおむね1.5倍の期間以内の期間（研修期間が9ヵ月を超えるものである場合は、この限りでない。）とされている。

- (4) (財) 国際研修協力機構においては、適切な研修期間及び技能実習期間が設定されるよう受入れ企業等を指導するものとする。

### 3 対象技能等

- (1) 対象技能等は、公的に評価ができるものであって、かつ、研修生送出国のニーズに合致するものとする。
- (2) (1)の対象技能等に係る公的評価制度については、(財) 国際研修協力機構に設置する技能評価の連絡調整に関する会議において審議の上、同機構が具体的に認定し、公表するものとする。

### 4 技能実習の対象者

- (1) 技能実習の対象者は、研修期間において一定水準以上の技能等を修得し、研修成果の評価等に合格し、在留資格の変更が許可された者とする。
- (2) 技能実習は、研修を受けた技能等と同一の技能等について、研修を受けた企業等（研修生受入れ事業を行う民法法人、商工会議所等の団体（以下「受入れ団体」という。）の事業として行われる研修において受入れ機関となっていた企業等を含む。）と同一の企業等において実施されるものとする。

### 5 受入れ枠

技能実習制度の実施に当たっては、その受入れ数が無限定とならないよう配慮することが必要であるが、当面は受入れ数の枠を設けないこととし、実施状況、労働市場への影響、国民生活への影響等を踏まえ、受入れ制限の方法につき関係省庁間で協議されるものとする。

### 6 研修・実習生の受入れの方法等

#### (1) 研修・実習生の受入れの方法

##### イ (財) 国際研修協力機構によるあっせん等

- (イ) (財) 国際研修協力機構は、技能実習の予定のある研修生の受入れについて、関係行政機関と連携をとりつつ、海外の送出機関との協議を行う。
- (ロ) (財) 国際研修協力機構は、海外の送出機関と連携し、受入れ団体がある場合には当該団体と協力しつつ、受入れ企業等の申込みを受けて技能実習の予定のある研修生のあっせんを行うものとする。この場合、(財) 国際研修協力機構は、あっせんを申し込む受入れ企業等と、受入れ企業等が技能実習制度の適正な実施を図ること等を内容とする取決めを締結するものとする。
- (ハ) (財) 国際研修協力機構は、そのあっせんにより技能実習の予定のある研修生を受け入れる企業等に対し、受入れ団体がある場合には当該団体と協力しつつ、あらかじめ、研修・技能実習に係る計画及び研修・技能実習契約について、指導、助言を行うものとする。
- (ニ) 受入れ企業等は、あっせんを受けた研修生が入国し、研修を開始した場合は、自ら又は受入れ団体を經由して、その旨を遅滞なく、(財) 国際研修協力機構に報告するものとする。あっせんを受けた研修生に係る研修の継続が不可能となった場合も、同様とする。
- ロ 技能実習の予定のある研修生を国外から受入れ企業等にあっせんすることは、職業安定法上の職業紹介に該当するので、国又は職業紹介事業の許可を受けた者以外のものがこれを行うことはできないものである。

ハ 受入れ企業等又は受入れ団体が、技能実習の予定のない研修生を国外で募集すること又は営利を目的としない第三者からあっせんを受けることは差し支えないものであり、研修生はイ又はロによらず入国することになるが、当該研修生及び受入れ企業の双方が、入国後技能実習の実施を希望するに至った場合は、この基本方針を踏まえ、当事者間で適切に技能実習契約が結ばれる必要がある。

#### (2) 受入れ企業等が配慮すべき事項

- イ 受入れ企業等については、国際協力としての技能実習制度の理念・目的を理解するとともに、適正な研修・技能実習条件の下に安定した技能等の移転が確保できる体制が整備されており、また、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令が遵守されていることが必要である。
- ロ 技能実習生の受け入れを予定する企業等においては、技能実習生は雇用関係に入るものであることから、あらかじめ当該事業場の労働組合等と技能実習制度に関して協議することが望ましい。

#### (3) 研修・技能実習条件の明示

- イ 受入れ企業等は、技能実習の予定のある研修生の受入れに当たっては、当該研修生に対し、技能実習制度に係る関係法令について必要な説明を行うとともに、文書をもって、予定されて

いる研修・技能実習の内容、技能実習への移行に当たり受験することが必要な検定・資格試験、研修条件及び技能実習期間中の労働条件を明示するものとする。特に、4の(1)の条件を満たさない場合には、技能実習への移行が認められず、帰国しなければならない旨を明記すること。

ロ 技能実習の予定のない研修生が技能実習への移行を予定するに至った場合も同様とする。

## 7 技能実習への移行

- (1) 技能実習への移行を希望する研修生は、研修成果の評価、在留状況の評価及び技能実習計画の評価を受けなければならない。研修成果の評価は、8に定めるところによる。在留状況の評価は、研修の実施状況及び研修生の生活状況等を踏まえ、法務大臣が行う。技能実習計画の評価は、研修成果を踏まえたより実践的な技能等を修得する上での適合性の観点から、(財)国際研修協力機構が行う。
- (2) 在留資格変更の可否は、(1)の研修成果の評価、在留状況の評価及び技能実習計画の評価を考慮して、法務大臣により決定される。  
なお、法務省では、在留資格変更申請について、研修期間満了のおおむね1ヵ月前までに行わせるよう取り扱うこととなっている。
- (3) 技能実習への移行を希望する研修生は、原則として研修期間が終了する3ヵ月前までに、(財)国際研修協力機構に対し、氏名、性別、送出国、修得を希望する技能等の種類、技能実習への移行のために受験を予定する検定・資格試験等、受験を希望する時期その他必要な事項を明らかにして研修成果の評価を受けることを申し出るものとし、受入れ企業等は、受入れ団体がある場合には当該団体と連携を図って、その手続きについて必要な援助を行う。
- (4) 受入れ企業等は、自ら又は受入れ団体を經由して、在留資格の変更の許可を受けて技能実習に移行した者の氏名等を(財)国際研修協力機構に報告するものとする。
- (5) 予定されている技能実習期間が1年を超える場合には、技能実習への移行後おおむね1年に達した時点において、技能実習の実施状況を含む在留状況について、法務大臣が評価を行い、在留期間更新の可否を決定する。

## 8 研修成果の評価

### (1) 研修成果の評価システム等

- イ 研修成果の評価は、検定・資格試験等を実施している公益法人等の評価制度を踏まえた仕組みによる客観的かつ公正な評価に基づき、(財)国際研修協力機構が行う。
- ロ (財)国際研修協力機構の研修成果の評価の基とする公益法人等の評価制度の仕組み（以下「評価システム」という。）は、職業能力開発促進法に基づく技能検定及び(財)国際研修協力機構において、当該評価システムの内容、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を勘案の上認定したものとする。
- ハ (財)国際研修協力機構は、評価システムを認定したときは、これを公表するものとする。
- ニ 評価システムの運用に当たっては、簡便な方法による評価の実施等外国人研修生としての特性に配慮がなされるものとする。
- ホ (財)国際研修協力機構は、各評価システム相互間の連絡調整を行う。
- ヘ (財)国際研修協力機構は、ロの認定及びホの連絡調整のため、技能評価の連絡調整に関する会議を設置するものとする。
- ト (財)国際研修協力機構と評価システムを運営する公益法人等（以下「公的評価機関」という。）は、研修生の受験時期等の調整、評価結果の取りまとめ及び通知等について、密接な連携を図るものとする。

### (2) 研修成果の評価の受験手続等

- イ (財)国際研修協力機構は、7の(3)の申し出があった場合は、研修の内容、受験を希望する検定・資格試験等、受験希望時期等に応じ、公的評価機関と調整の上、当該研修生に対し受験日等の連絡を行うものとする。
- ロ 研修生は、検定・資格試験等を原則として国内における全研修期間の6分の5程度を経過した後には受けるものとし、(財)国際研修協力機構は、その趣旨を踏まえ、必要な調整を行うものとする。
- ハ 研修生は、イの連絡があった場合は、原則として在留資格変更申請前に、当該連絡に係る評価システムによる検定・資格試験等を受験するものとする。  
なお、在留資格の変更の申請前であれば、再受験を妨げない。
- ニ 受入れ企業等は、受入れ団体がある場合には当該団体と連携を図りつつ、研修生に対して検定・資格試験等の受験について必要な支援を行うものとする。

- ホ 公的評価機関は、検定・資格試験等の結果を（財）国際研修協力機構に対し通知するものとする。
- ヘ （財）国際研修協力機構は、各研修生に係る検定・資格試験等の結果を研修成果の評価として取りまとめ、法務省に報告する。

## 9 研修・技能実習の実施に関し留意すべき事項

### (1) 技能実習ガイドライン

- イ （財）国際研修協力機構は、技能実習ガイドラインを策定・普及する。
- ロ 技能実習ガイドラインは、受入れ企業等が研修・実習制度の実施に当たり留意すべき事項について定めるものとする。

### (2) 研修・技能実習計画の作成

- イ 技能実習の予定のある研修生については、研修期間・技能実習期間全体を通じた計画を作成すること。
- ロ 研修期間の計画については、全体を通じて技能等の移転が適切に行われるために必要な技能等を修得させるものとする。特に、安全衛生に関する知識の修得について十分配慮されたものとされる必要がある。
- ハ 技能実習期間の計画は、研修成果を踏まえたより実践的な技能等が修得されるものとする。

### (3) 適正な雇用契約の締結

- イ 受入れ企業等は、技能実習生が雇用関係の下にあることを明確にするため、文書による雇用契約の締結その他必要な措置を講ずるものとする。
- ロ （財）国際研修協力機構は、適正な雇用契約が締結されるよう、モデル技能実習契約を作成し、その普及を図る。また、7の(3)の技能実習移行の意思表示等があった場合には、受入れ企業等に対し、必要な助言その他の支援を行うものとする。
- ハ 技能実習生に係る研修を事業として行った受入れ団体は、技能実習生と受入れ企業等との労働関係に介入することとならないよう留意しつつ、生活管理、帰国担保、技能実習計画の実施に関する助言・相談等に関し、受入れ企業等に対して必要な援助を行うことが望ましい。

### (4) 労働関係法令等の適用

- イ （財）国際研修協力機構は、技能実習生に関しては、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法等雇用労働者に係る諸法令が適用されることを受入れ企業等に周知させるものとする。

### (5) 修得技能等の認定等

- イ （財）国際研修協力機構は、技能実習を終了した者に対し実習修了証明書を発行するものとする。
- ロ （財）国際研修協力機構は、技能実習生が、技能実習終了までの間に、研修期間・技能実習期間を通じた全体の成果を確認し、帰国後のキャリア形成に資することを目的として、修得した技能等についての認定を技能検定その他の検定・資格試験制度等により受けることについて、技能実習生及び受入れ企業等に対し奨励する。
- ハ 受入れ企業等は、技能実習生が検定・資格試験制度等の受験を希望する場合には、その受験に必要な援助を行うよう努めるものとする。

## 10 研修及び技能実習状況の把握等

- (1) 厚生労働省においては、（財）国際研修協力機構からの報告及び外国人雇用状況報告に基づき技能実習生の実態を把握し、受入れ企業等に対し、雇用の安定、雇用管理の改善、労働条件・安全衛生の確保を図るため、必要な指導、支援を行うものとする。
- (2) （財）国際研修協力機構は、関係行政機関との連携を図りつつ、研修及び技能実習状況を把握し、必要な指導、援助等を行うものとする。

## 11 帰国担保

- (1) （財）国際研修協力機構は、技能実習生の確実な帰国を担保するため、入管法令等で次の措置が講じられていることを受入れ企業等及び受入れ団体に対し周知させるものとする。
  - イ 技能実習生の宿泊施設を確保させること。
  - ロ 技能実習生の帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じさせること。
  - ハ 帰国報告制度（技能実習生が技能実習を終了して帰国した場合又は実習の継続が不可能となる事由が生じた場合に、直ちに、（財）国際研修協力機構を通じて、地方入国管理局へ当該事実を報告させること。）



- ニ 過去3年間に外国人の研修又は技能実習その他就労に係る不正行為を行った場合には、技能実習生の受入れを認めないこと。
- (2) (財) 国際研修協力機構は、技能実習生の確実な帰国を担保するため、海外の送出機関及び受入れ団体との連携、協力を図るものとする。
- (3) (財) 国際研修協力機構は、研修・実習生、受入れ企業等に関する情報を管理し、帰国指導等に活用するものとする。

## 12 技能実習の継続が不可能となった場合の取扱い

- (1) 技能実習の継続が不可能になった場合には、受入れ企業等は、自ら又は受入れ団体を經由して直ちにその旨を(財) 国際研修協力機構に報告するものとする。
- (2) 技能実習の継続が受入れ企業等の倒産等により不可能となった場合には、(財) 国際研修協力機構において、関係機関・受入れ団体と協議しつつ、必要に応じて公共職業安定所とも連携を図りながら、当該技能実習生が他の企業等で技能実習を継続することが可能となるように努力するものとする。

## 13 (財) 国際研修協力機構の役割等

- (1) (財) 国際研修協力機構は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、許可を受けて無料職業紹介事業を行う等、この基本方針により、委託事業を適切に実施するものとする。また、地方における受入れ企業等や研修・実習生のサービスに資するための体制整備を逐次図るものとする。
- (2) 受入れ企業等に対する支援等
- イ (財) 国際研修協力機構は、上記のほか、受入れ企業等に対する支援等のため、国から委託を受けて、技能実習制度推進事業の一環として次の事業を実施する。
- (イ) 研修指導員の養成  
企業において研修・技能実習を担当しようとする指導員に対し、必要な知識、指導技法等を修得させるための講習会を開催する。
- (ロ) 研修生手帳の発給  
研修・実習生の在留中の利便を図るため、研修・実習生の心構え、生活・衛生面における情報、労働関係法令等を記載した研修生手帳を作成し、研修・実習生に配付する。
- (ハ) 技能実習生相談会の開催
- (ニ) 技能実習生雇用管理ガイドブックの作成・普及
- (ホ) 受入れ企業との連絡協議会  
地方において、受入れ企業等及び受入れ団体に対し、技能実習制度に係る情報提供、指導等を行うための連絡協議会を開催する。
- (ハ) 関係行政機関との会議等の開催  
中央及び地方において、関係行政機関相互間及び(財) 国際研修協力機構との間の連携を図るための会議等を開催する。
- ロ (財) 国際研修協力機構は、技能実習制度推進事業の効果的な推進が図られるよう、次に掲げる事業の実施に努めるものとする。
- (イ) 福利厚生事業の実施  
研修・実習生に対し、地域との交流事業等の福利厚生事業を実施する。
- (ロ) 研修教材の支援等  
研修教材、標準カリキュラム、日本語教育システムの研究開発、研修計画に係る助言、支援、各種相談を実施する。
- (ハ) 外国人研修生総合保険の利用促進
- (ニ) 座学実施に係る公共職業能力開発施設利用に対する支援等
- (3) (財) 国際研修協力機構は、技能実習制度の理念、仕組み、その運営に係る基本的事項等について、広報、各種セミナー、講演会等を通じ、十分な周知を図るものとする。

## 14 その他

厚生労働省は、技能実習制度の実施状況について、(財) 国際研修協力機構からの報告を受けて、定期的に、関係審議会に対し報告するものとする。

# 在留資格一覽表

2000/10/15

## ◎活動に基づく在留資格

○各在留資格に定められた範囲での就労が可能

<入管法別表第1の1の表>

- 外交 (外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族)
- 公用 (外国政府の大使館・領事官の職員等及びその家族)
- 教授 (大学教授等)
- 芸術 (作曲家、画家、著述家等)
- 宗教 (外国の宗教団体から派遣される宣教師等)
- 報道 (外国の報道機関の記者、写真家等)
- 投資・経営 (外資系企業の経営者・管理者)
- 法律・会計業務 (弁護士・公認会計士等)
- 医療 (医師、歯科医師等)
- 研究 (政府関係機関や企業等の研究者)
- 教育 (高等学校・中学校等の語学教師等)
- 技術 (機械工学等の技術者)
- 人文知識・国際業務 (通訳、デザイナー、企業の語学教師等)
- 企業内転勤 (外国の事業所からの転勤者で、上2つに同じ)
- 興行 (俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等)
- 技能 (外国料理の調理師、スポーツ指導者、貴金属等の加工職人等)

○就労はできない

<入管法別表第1の3の表>

- 文化活動 (日本文化の研究者等)
- 短期滞在 (観光客、会議参加者等)

<入管法別表第1の4の表>

- 留学 (大学、短期大学、専修学校 (専門課程等の学生)
- 就学 (高等学校・専修学校 (高等又は一般課程)等の生徒)
- 研修 (研修生)
- 家族滞在 (上記の教授から文化活動まで、留学から研修までの在留資格を有する外国人が扶養する配偶者・子)

○個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる。

<入管法別表第1の5の表>

- 特定活動 (外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー及び技能実習の対象者等)

## ◎身分又は地位に基づく在留資格

○活動に制限なし

<入管法別表第2>

- 永住者 (法務大臣から永住の許可を受けた者)
- 日本人の配偶者等 (日本人の配偶者・実子・特別養子)
- 永住者の配偶者等 (永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子)
- 定住者 (インドシナ難民、日系3世等)

(注1) 「留学」、「就学」のように就労できない在留資格であっても、資格外活動の許可を受ければ、許可の範囲内での就労が可能 (入管法第19条第2項)。

(注2) 入管法上の在留資格ではないが、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により特別永住者として本邦に永住を許可されている者についても、永住者同様に我が国での活動に制限はなく、在留期間も定められていない。

(注3) 在留資格の後ろの ( ) 内は例示。

ト 研修生・技能実習生の平均像

	団体監理型	企業単独型
入国時の平均年齢 (JITCO支援研修生データより)	25.6歳	26.9歳
研修手当(平均) (JITCO支援研修生データより)	63,423円	82,684円
支給予定賃金(平均) (技能実習移行申請データより)	117,809円	124,277円
主な職種 (JITCO支援研修生データより)	衣服・繊維製造業、 食料品製造業、農業	機械製造業